

日の出町一般廃棄物処理基本計画  
【概要版】

平成 30 年 2 月

日の出町



# 計画策定の基本的考え方

## ◆ 計画策定の背景及び目的

日の出町（以下、「本町」といいます。）のごみ処理は、あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村で昭和48年7月に設立された西秋川衛生組合で行ってきたところではありますが、平成23年10月から奥多摩町が加わり4市町村による一部事務組合となりました。また、現在の中間処理施設の更新に伴い熱回収施設（平成26年度稼働）、リサイクル施設（平成28年度稼働）が整備されるとともに、最終処分場の再生事業が進められています。

し尿処理については、秋川衛生組合の解散に伴い平成27年4月より西秋川衛生組合において事務を承継しており、し尿を処理するだけでなく、発生する汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに資源化する汚泥再生処理センター（平成30年度稼働予定）を整備するなど、廃棄物処理に大きな転機が訪れています。

こうした状況を受けて、近年の廃棄物処理を取り巻く社会情勢及び地域特性を考慮した新たな基本方針・施策を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画の策定を行います。

## ◆ 計画目標年度

本計画の計画目標年度は、計画初年度を平成30年度、計画期間を15年間として平成44年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年ごと又は基本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

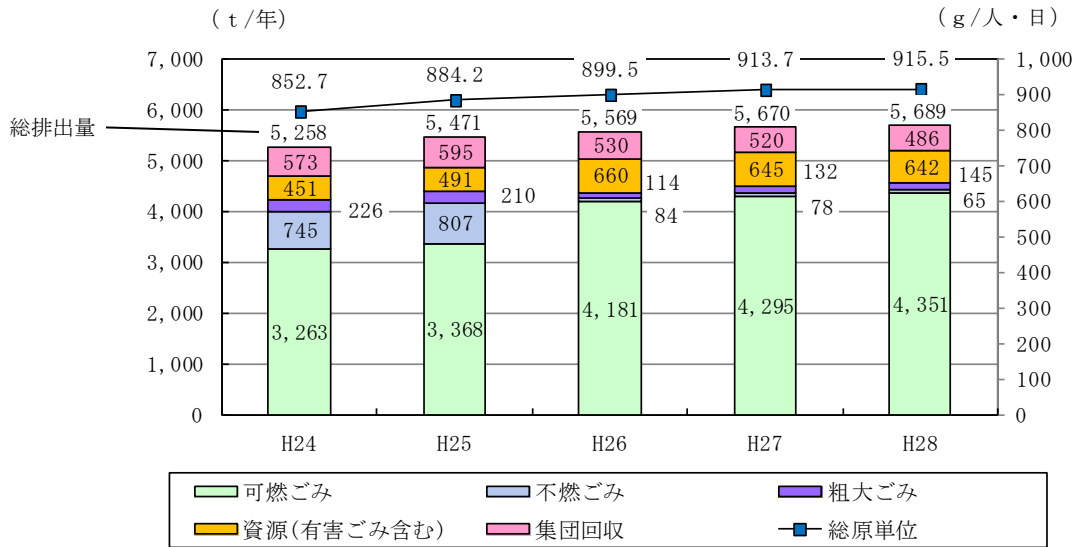
年度	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
内容・計画期間	← 計画期間 →														
					見直し (予定)			▲ 中間目標年度		見直し (予定)					▲ 計画目標年度

# ごみ処理の現況

## ◆ ごみ排出の現況

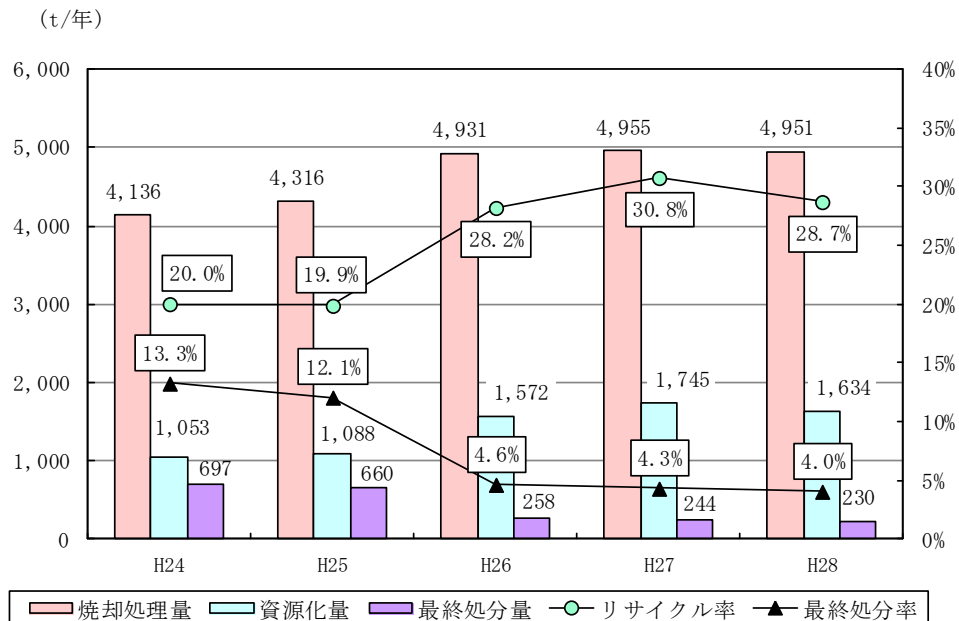
### ごみ排出量の実績

本町のごみ発生量は過去5年間で増加傾向にあり、集団回収量については減少傾向にあります。総原単位（1人1日当たりのごみ排出量）は平成28年度において915.5g/人・日となっています。



### ごみ処理量の実績

平成26年度に新しい熱回収施設が稼働し、掘り起こしごみを含めた溶融処理及び資源化を開始したため、当該年度に焼却処理量、資源化量及びリサイクル率は大きく上昇し、以後最終処分量及び最終処分率は大きく減少しています。



※ リサイクル率=資源化量÷ごみ総排出量  
最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

# ごみ処理基本計画

## ◆ 基本理念

これからの社会は、旧来の大量に生産されたものを、大量に消費し廃棄する「使い捨て社会」をあらため、限りある資源を大切に使い、持続可能な「循環型社会」を目指す必要があります。

『循環型社会構築の推進』

## ◆ 基本方針

- 基本方針1 「3Rの推進」  
町民・行政・事業者の三者協力により、3Rの取組【Reduce（リデュース、減らす）、Reuse（リユース、再び使う）、Recycle（リサイクル、再資源化）】を推進します。
- 基本方針2 「体系的な循環型システム構築の推進」  
生活環境を保全し、快適な都市機能を維持していくために、法令に基づき、ごみの適正処理を行います。

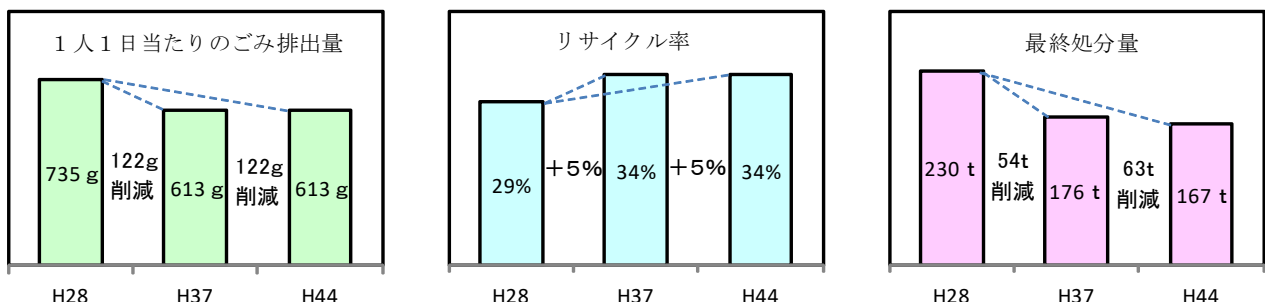
## ◆ 目標値

項目	平成28年度 (基準年度)	平成37年度 (中間目標年度)	平成44年度 (計画目標年度)
1人1日当たりのごみ排出量 【資源・集団回収除く】	735 g / 人・日	613 g / 人・日	613 g / 人・日
リサイクル率 (資源化量÷ごみ総排出量)	29%	34%	34%
最終処分量	230 t / 年	176 t / 年	167 t / 年

本町では、ごみの発生抑制に努め、ごみの減量及び資源化を推進しています。

これらの施策により、最終処分量を低減することで、西秋川衛生組合が管理する最終処分場の延命化を図ることができます。

最終処分場の延命化により、日の出町では、約4億円財政的にも有利になると試算することができます。



## ◆ 減量化・資源化計画

### 3Rの推進に関する施策

- 資源回収事業の推進及び奨励金の交付  
集団回収を実施している団体に対して奨励金を交付し、町民による集団回収をより一層拡大するため、支援していきます。
- 過剰包装やレジ袋の削減とマイバッグの普及  
簡易包装やマイバッグ推進運動、詰め替え商品の販売・購入を促進すると同時にエコマーク商品等の普及に積極的に取り組みます。
- 分別意識と排出時のモラルの向上による資源分別の徹底  
西秋川衛生組合において実施しているごみの性状調査によると、可燃ごみにおいて一番ウエイトが高いのは紙類であり、その中には資源である紙類等が混入していることが想定できます。  
そのため、分別収集計画及び分別カレンダーに基づき、マナーを守った適正な排出のため、分別指導や環境教育を行ない、町民のごみに対する意識の向上、ごみの資源化に努めます。
- 家庭での生ごみの堆肥化を推進  
厨芥類の堆肥化を推進するために、生ごみ処理容器購入補助制度を今後も継続し、その利用拡大のため一層啓発を行ないます。
- 廃棄物減量等推進審議会での審議・検討  
ごみの発生抑制・再資源化を推進していくための方策や基本計画の改定等について、廃棄物減量等推進審議会において審議・検討を図っていきます。
- ごみ00（ゼロゼロ）大作戦21推進協力会との連携  
地域におけるごみの減量、適切な処理及び再利用を推進するために、地域密着型として活躍している協力会などの協力により、ごみ分別等の周知を図っていきます。
- 適正な廃棄物処理手数料の検討  
現在、事業系ごみの直接搬入に対して手数料を徴収していますが、公正な受益者負担の観点や近隣市町村の状況も考慮し、必要に応じて料金の見直しを行ないます。
- 減量・資源化推進のための普及啓発活動  
町民及び事業者の協力を得るために、町広報・町ホームページ等で啓発運動に努めます。また、事業所内による資源化や自家処理の推進を指導するとともに、排出抑制や減量化の指導を行ないます。

○ 食品ロス・食品廃棄物の削減対策

食品廃棄物の排出抑制については、とりわけ本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスについては、その削減に向けて、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査の実施に努めるとともに、食品ロス削減のため事業者や住民への呼びかけに努めます。

○ 事業者へのごみ減量啓発

現在、ごみ減量啓発のために行っている事業用大規模建築物の所有者に対する「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を継続していくとともに、中小規模の事業所へのごみ減量啓発の実施を検討します。

○ 生ごみ等の資源化方法の調査

可燃ごみに占める割合が比較的大きい生ごみや木質系廃棄物等のバイオマスをメタンガスや水素へ変換して再資源化や再生エネルギー化を図る技術について、最新の動向や、将来的な採用の可能性を調査します。

## ごみの戸別収集・有料化に関する施策

○ ごみ処理費用の削減

ごみの減量化とあわせて、処理費用の適正化などにより、効率的なごみの収集・運搬を図り、ごみ処理費用の節減に努めます。

○ 円滑な実施に向けた周知徹底

《冊子の全戸配布》

分別等に大幅な変更がある場合にはごみの分別・排出方法等を記載した冊子を作成し、全戸に配布します。

《広報活動》

上記のほか、広報ひので、町のホームページ等さまざまな方法により、周知徹底を図ります。

○ ごみの戸別収集・有料化の継続

ごみの分別の徹底や排出者責任を明確にすることにより、ごみの減量・資源化の推進やごみに対する町民・事業者の意識の向上などを図ることを目的とし、現在実施しているごみの戸別収集・有料化を引き続き実施していきます。

# 生活排水処理基本計画

## ◆ 基本方針

### 生活排水に係る理念、目標

生活排水対策の必要性は、今や地球環境問題と密接に関連して社会的にも深く認識されるようになってきました。

このようなことから、公共用水域の水質保全を図り、親しみのある水辺環境を守り伝えていくため、生活排水の適正な処理を目指します。

### 生活排水処理施設整備の基本方針

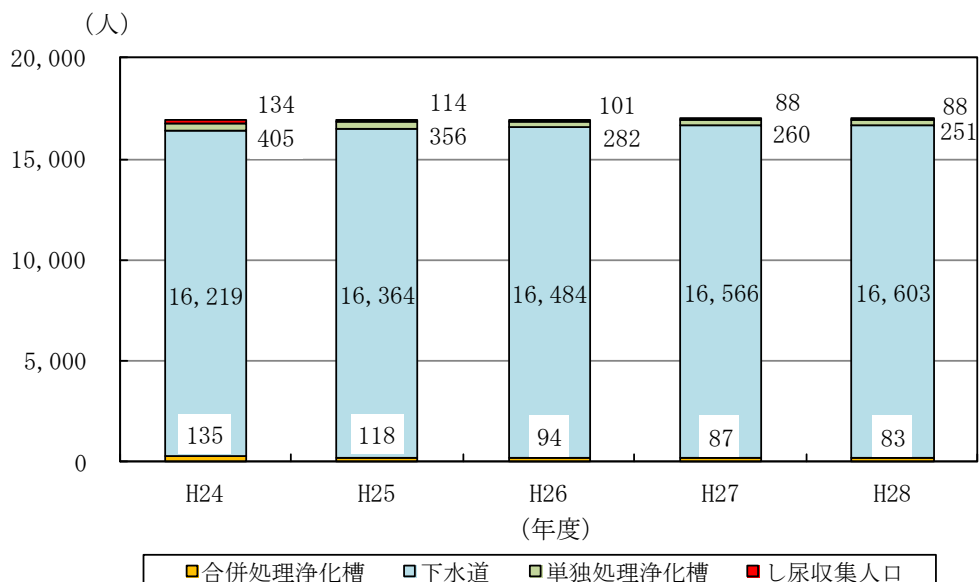
本町の生活排水対策は下水道であり、下水道普及率は 100%となっているため、今後下水道への接続を進め、下水道処理率 100%を目指します。

## ◆ 生活排水処理の状況

### 処理形態別人口の状況

公共下水道人口は増加傾向にあり、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口は減少傾向にあります。

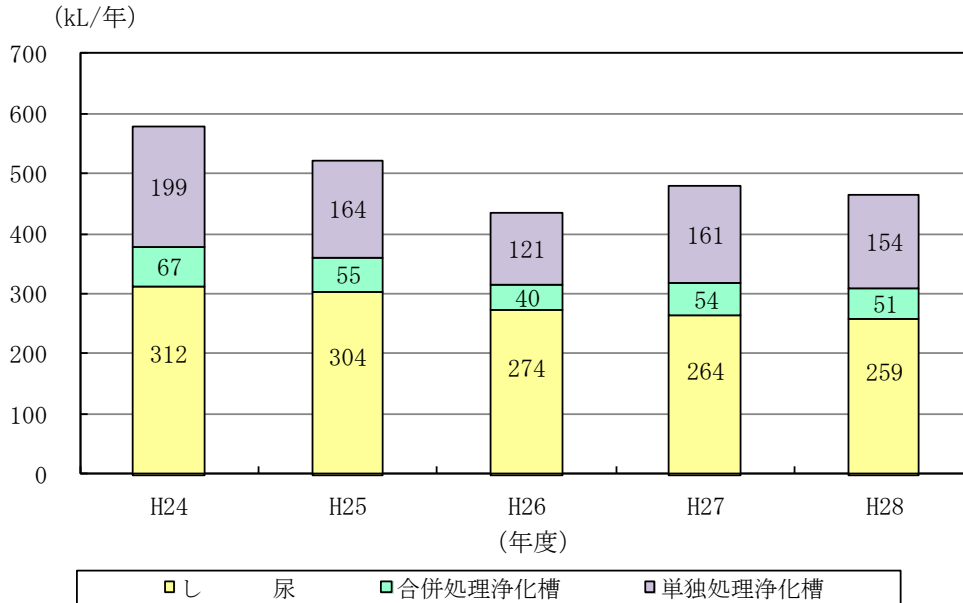
平成 28 年度においては、生活排水処理率が 98.0%、水洗化率が 99.5%となっています。





## し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況

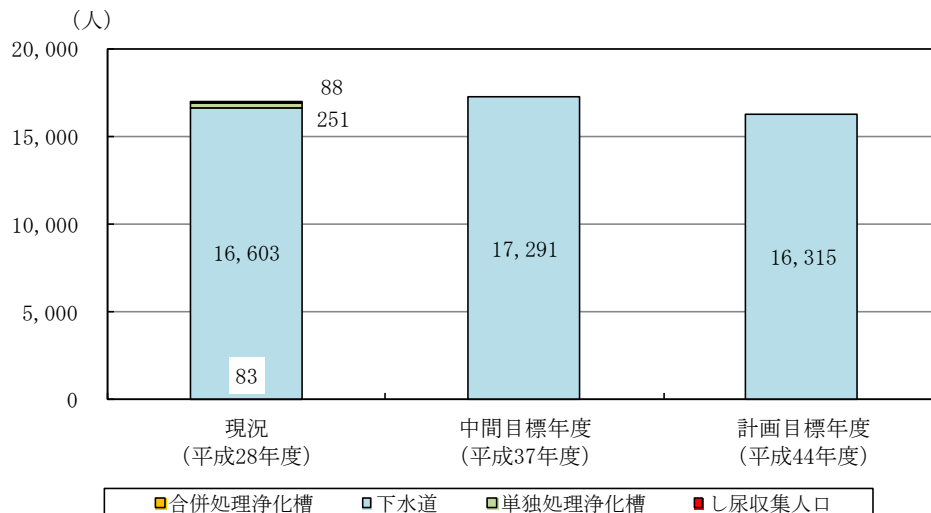
し尿・浄化槽汚泥の排出量は、下水道への接続の推進により、全体として減少傾向にあります。



## ◆ 基本フレームの設定

### 処理形態別人口の予測

中間目標年度である平成37年度までに全て公共下水道人口に移行する見込みです。



### し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

中間目標年度である平成37年度には下水道処理率100%を達成し、し尿・浄化槽汚泥の排出量はなくなる見込みです。

## ◆ 生活排水処理基本計画

### 生活排水処理基本計画

#### ○ 排出抑制計画

くみ取りし尿に関しては、便槽への雨水の混入による増量化が生じないように指導徹底します。  
また、生ごみは水切りをし、油脂は固形化等の処理をすることにより生ごみや油脂類を排水として流さないよう協力を呼びかけます。

#### ○ し尿・汚泥の処理計画

##### 《収集・運搬計画》

本町の状況から許可の体制がとられており、下水道処理率 100%を達成するまでは現行体制を維持するものとします。

##### 《中間処理計画》

今後の中間処理に関して以下の点に留意します。

- ・新汚泥再生処理センターの耐用に応じた補修・改修
- ・し尿・浄化槽汚泥収集量のうちし尿収集量が減少し、浄化槽汚泥の割合が増加することによる由来する油脂分対策

##### 《資源化・有効利用計画》

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は、現在場外搬出していますが、新たな汚泥再生処理センターの稼働後は、奥多摩町の下水道汚泥とあわせて助燃剤化し、資源化の促進に努めます。

### 生活排水処理区域計画

#### ○ 処理方式及び処理区域の検討

本町では、公共下水道事業が実施されています。下水道普及率が 100%となっているため、今後下水道への接続を進めます。

### その他検討すべき事項

#### ○ 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

生活排水の汚濁負荷削減のため、台所での調理くずや廃食用油の除去等により、発生段階での負荷を削減します。

#### ○ 下水道への接続について

河川・海など公共用水域の水質汚濁の原因として、単独処理浄化槽から排出される未処理の生活雑排水の影響が大きいため、今後とも下水道への接続などにより水洗化の促進を図ります。

#### ○ 住民に対する広報・啓発活動

適正な生活排水処理を行うためには、地域住民の理解と協力を得ながら推進することが重要です。

そのため、積極的な広報・啓発活動により、適切な生活排水処理の実現を目指します。

日の出町一般廃棄物処理基本計画

(概要版)

平成 30 年 (2018) 2 月発行

日の出町

【お問い合わせ】

日の出町 生活安全安心課

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

T E L : (042) 597-0511 (代)

F A X : (042) 597-4369

<http://www.town.hinode.tokyo.jp/>